



中津市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年2月18日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
南部まちなみ交流館運営協議会	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の出納その他の事務	令和2年1月17日～2月13日
なかつ情報通信開発センター株式会社		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・ 所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・ 指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和2年3月19日（木）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【南部まちなみ交流館運営協議会】

(1) 施設名 南部まちなみ交流館

(2) 所管部局・課 企画観光部総合政策課まちづくり推進室

(3) 施設の設置目的

景観の保存及び形成を図ることによりまちの魅力を高め、もって地域の発展及び観光の振興並びに住民福祉の向上を目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設の使用許可に関する業務
- ②施設の維持管理に関する業務
- ③観光客への各種おもてなし業務

III. 事業費 3,857,226円（平成30年度）

うち指定管理料 3,684,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①条例施行規則に定められている施設利用者の使用許可について、指定管理者は使用申請書を受領しているだけで、使用許可書を交付していなかった。

条例施行規則に基づく、使用許可書の交付を求める。

②出入金の会計処理について、会計担当者のみ判断で出入金が行われているように見受けられ、チェック体制が不十分である。

出入金の伝票を作成し、会計処理のチェック体制の強化の確立を求める。

(要望事項)

③協議会の役員構成について、数名の女性の登用を望む。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①条例施行規則に定められている施設利用者の使用許可について、指定管理者は使用申請書を受領しているだけで、使用許可書を交付していなかった。

条例施行規則に基づく、使用許可書の交付事務について、指導の徹底を求める。

②有料の場合の使用許可について、指定管理者が使用許可書を交付せず、所管課が許可書を交付していた。

使用料については、許可書交付の際に使用料を徴収しなければならないため、指定管理者が使用許可書の交付時に使用料を受領し、指定管理者から市に納付するなど、収入事務の改善を求める。

③基本協定書に施設の修繕については、市が実施するものとされているが、指定管理の収支報告書に修繕費193,933円（2件）が計上されていた。
なおかつ、そのうち1件は、当該施設外の別館の壁・屋根の修繕156,060円である。別館については、基本協定書や仕様書にも記載されていない。
指定管理者と協議のうえでの施工ではあったが、基本協定書上では定められていないことから、基本協定書を変更し、実施させるべきであったと考える。

④平成30年度は、市内の高校生によるイベント開催などがあったが、今後も、大学生の合宿誘致や交流イベントの開催等による利用者のさらなる増加を図るよう求める。

⑤「城下町の風情をもったまちづくり」を推進し、中津市歴史博物館などの近隣施設と連携した観光回遊ルートの活用により、城下町なかつのおもてなし拠点として誘客を図るよう求める。

（要望事項）

⑥中津市のホームページにおいて、南部まちなみ交流館を紹介するページに利用料金の記載がない。有料の利用者もいることから、料金の記載を行うよう望む。

【なかつ情報通信開発センター株式会社】

(1) 施設名 なかつ情報プラザ

(2) 所管部局・課 企画観光部情報管理課

(3) 施設の設置目的

地域の情報化を推進するため、市民の情報処理に関する知識や能力の向上を図るとともに、地場企業の情報化を支援することを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設の管理運営に関する業務
- ②施設の使用許可及び利用料金の収納等に関する業務
- ③市民パソコン講座業務
- ④地場企業ICT支援センター業務

III. 事業費 26,823,630円（平成30年度）

うち指定管理料 22,356,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

（指摘事項）

①平成30年度事業報告書の収支報告書の記載について、提出された証拠書類と照合した結果、収入及び支出の決算額に集計誤りがあった。

消耗品費の購入において、個人の購入履歴だけで、領収書がなく、正しく保管されてない。

また、燃料費や厚生費の支出において、指定管理の業務に該当しない経費が含まれていた。

本社の業務と指定管理業務を区別した会計帳票や証拠書類の保管を求める。また、集計誤りの訂正や、指定管理の業務に該当しない経費を除き、適正な決算額での収支報告書の提出を求める。

②基本協定書に、指定管理者の業務に固有の銀行等の口座を活用し、適切な運用を図ると定められているが、固有の銀行口座を活用していない。

指定管理業務固有の銀行口座の活用を求める。

③センター職員の3名の給与等は賃金台帳で確認できるが、他の4名の給与等の金額の根拠となる資料が提示されなかった。

早急に業務実績に見合った事務量を計算し、給与等の金額の根拠資料の再提出を求める。

④基本協定書に自主事業については、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾を受けていない。自主事業について、早急に所管課から承認を受けるよう求める。

また、平成30年度は予算に計上していただだけで、自主事業を行っていない。利用者を増やすためにも、自主事業の推進に取り組むよう求める。

（要望事項）

⑤広告宣伝費について、平成30年度事業計画の予算額648,000円に対し決算額6,619円のチラシ作成にとどまっている。

利用者を増やすための効果的な広報の具体的な検討を望む。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①利用料金については、条例及び基本協定書において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めることになっているが、当初から文書による承認をしないまま業務を行わせていた。

また、今年度、消費税増税に伴う利用料金の改定の際、利用料金の承認申請を受領していたが、承認の手続きができていなかった。

指定管理者へ早急に利用料金の承認を行うことを求める。

②自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、当初から文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の承認申請を提出させ、承認を行うことを求める。

③仕様書にて、指定管理者は公益上その他の特別な理由がある場合に限り減免できると定められているが、指定管理者が行った平成30年度の利用料の減免は、大分県の職業訓練事業の委託を受けた法人が実施に伴う会議室の利用で、公益性はなく減免対象とは考えにくい。

指定管理者に対し、利用料金の減免手続きについての適切な実施指導を求める。

④消耗品費の購入において、個人の購入履歴だけで、領収書がなく、正しく保管されてない。

また、燃料費や厚生費の支出において、指定管理の業務に該当しない経費が含まれていた。

本社の業務と指定管理業務を区別した会計帳票や証拠書類の保管や指定管理業務固有の銀行口座の活用を指導し、適正な収支決算額の把握を求める。

⑤今回の監査では、提出された事業報告書の収支決算額に誤りが多く見受けられ、所管課の確認が充分でないことが明らかになった。

指定管理者制度のさらなる効率的・効果的な運営のためにも、所管課は定期的に指定管理者と協議の場を設け、収支決算内容の正確性の検証、実地訪問による管理運営状況の確認、利用者増加や利用者満足度の上昇を図り、細部にわたり指導、監督を徹底することを求める。